

八峰町長選挙・八峰町議会議員一般選挙の投票日です

投票箱

合併により誕生した「八峰町」の町政を担う「八峰町長選挙・八峰町議会議員一般選挙」が、4月23日(日)に実施されます。

「八峰町」の未来にあなただの貴重な1票をお願いします。

【投票所】
4月19日に郵送する、入場整理券に記載されている投票所を確認してください。なお、投票日が近くなっても届かない場合は町選挙管理委員会までご連絡ください。

【期日前投票】
4月19日から4月22日までの毎日午前8時30分から午後8時までです。

◆場所
八森地区の方はファガス研修室で、峰浜地区の方は峰浜庁舎裏側の旧峰浜村選挙管理委員会事務室で受け付けています。
郵送された入場券の裏に必要事項を記載し持参してください。

【自分で書けない場合】

手に怪我などをして自分で書けない場合は、代理投票の補助者に代筆してもらうことができますので投票所で係員に申し出てください。

◆出稼ぎ先や出張先での不在者投票
出稼ぎや長期出張などの方は、「宣誓書兼不在者投票請求書」を町選挙管理委員会に請求することにより不在者投票ができます。お早めに町選挙管理委員会にご連絡ください。

◆郵便による不在者投票

身体に重度の障害がある方は自宅で投票できる「郵便投票制度」があります。事前に郵便投票証明書が必要ですので、詳しくは町選挙管理委員会までお問い合わせください。

◆不在者投票
【病院での不在者投票】
県の選挙管理委員会が指定した病院、老人ホームなどにいる方は、その施設の中で不在者投票ができます。手続きは病院長等が行いますので、病院などに不在者投票の申し出をしてください。

◆不明の点は、八峰町選挙管理事務局(☎771-4006)までお問い合わせください。

大沢投票区	埴川健康センター
石川投票区	石川多目的集会施設
畑谷投票区	畑谷生活改善センター
埴投票区	埴多目的集会施設
田中投票区	田中公民館
水沢投票区	はつらつ苑
目名瀧投票区	目名瀧集落担い手センター
岩子投票区	岩子小学校
八森投票区	八森小学校体育館
観海投票区	八峰町文化ホール
岩館投票区	岩館体育館

【投票できる方】
◆年齢
昭和61年4月24日以前に生まれた方
◆住所
平成18年1月19日以前から引き続き町内に居住し、住民基本台帳に登録されている方。

【投票時間】
午前7時から午後6時までで2時間繰り上げています。入場券が届いたら投票所、投票時間を確認してください。

選挙10メモ

―戸別訪問の禁止―
選挙に関して、投票の依頼などをするために戸別訪問することはできません。但し、告示後、たまたま街頭で逢った方に投票の依頼をすることは禁止されていません。

―飲食物の提供禁止―
どなたでも選挙運動に関連して、あらゆる理由においても飲食物を提供することはできません。

【例】
候補者が選挙運動員を慰労する目的で飲食物を提供すること
候補者を激励するため陣中見舞いとして候補者に飲食物を提供すること
事務所開きに酒やビールを提供すること

提供した者が罰せられません。ご注意ください！

選挙クイズ

さあ、あなたはいくつわかるかな？ (○か×をつけてね。)

- 1. 八峰町に住民登録したまま東京の大学で勉強しているBさん(21才)は、4月の町議会議員選挙で投票できる。
- 2. 3月15日に秋田市から転入してきたAさん(30才)は、4月の町長及び町議会議員選挙で投票できる。
- 3. 期日前投票をした翌日に転出したCさんの投票は、有効である。
- 4. 投票日に秋田市へ買い物に出かけたいDさんは、期日前投票ができる。
- 5. 政治家は、地域の集会にお酒など飲食物の差し入れをしてはいけない。
- 6. 立候補のあいさつを戸別訪問してあることができる。
- 7. 地域の人に年賀状を出すのは違法である。
- 8. 選挙期間中は電話での依頼ができる。
- 9. 選挙事務所開きにお酒を贈ることができる。
- 10. 当選祝いのお酒を届けるのはよいが、ごちそうになるのは違法である。



【答え】 1.× 2.× 3.○ 4.○ 5.○ 6.× 7.○ 8.○ 9.× 10.○

*住民登録をして3ヶ月以上居住している人は、選挙権がありますが、住民登録をしたまま町外に居住している人は投票ができません。

八峰町選挙管理委員会・八峰町明るい選挙推進協議会